

課税されることで注意することは?

家族全員が所得申告をしないと、所得などに応じた控除が受けられません。また軽自動車税は、廃車や譲渡などの手続きをされないといつまでも課税されます。

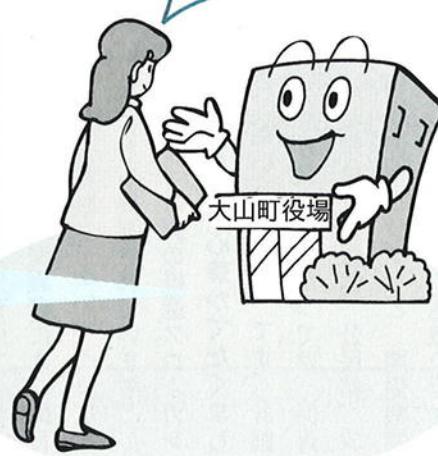
- 次に挙げる人は、町税（町民税・固定資産税・国民健康保険税）の減免が受けられる場合があります。減免率、減免条件など、詳しくはご相談ください。（いずれも町税の減免申請が必要です。）
1. 生活保護を受けている人又は同程度の経済状況の人
 2. 災害などに罹災された人
 3. 町長が特に必要を認める場合
- この他、下記表の町税には別途減免制度があります。

税金に減免制度はないの?



期日どおりの税金の支払いが困難に・・・。
どうしたら良いの?

税務課滞納対策室にご相談ください。電話でも、直接お越し頂いても結構です。



滞納対策シリーズ次回（12月号）は、「確定申告」をお届けします。

連絡・相談先

役場本庁税務課
滞納対策室
電話 0859-54-5208